# 特定小電力無線局
# ミリ波レーダー用無線設備

MILLIMETER-WAVE RADAR EQUIPMENT
FOR SPECIFIED LOW POWER RADIO STATION

# 標　準　規　格

ARIB STANDARD

## ARIB STD-T48　2.3版

1995年12月26日　策　　定
2026年10月 9日　２．３改定

一般社団法人　電　波　産　業　会
Association of Radio Industries and Businesses

# まえがき

一般社団法人電波産業会は、無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者及び利用者の参加を得て、各種の電波利用システムに関する無線設備の標準的な仕様等の基本的な要件を「標準規格」として策定している。

「標準規格」は、周波数の有効利用及び他の利用者との混信の回避を図る目的から定められる国の技術基準と、併せて無線設備、放送設備の適性品質、互換性の確保等、無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者及び利用者の利便を図る目的から策定される民間の任意基準を取りまとめて策定される民間の規格である。

本標準規格は、「特定小電力無線局ミリ波レーダー用無線設備」について策定されたもので、策定段階における公正性及び透明性を確保するため、内外無差別に広く無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者及び利用者の利害関係者の参加を得た当会の規格会議の総意により策定されたものである。

本標準規格が、無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者及び利用者に積極的に活用されることを希望する。

注意：

本標準規格では、本標準規格に係る必須の工業所有権に関して特別の記述は行われていないが、当該必須の工業所有権の権利所有者は、「本標準規格に係る工業所有権である別表 1 及び別表 2 に掲げる権利は、別表 1 及び別表 2 に掲げる者の保有するところのものであるが、本標準規格を使用する者に対し、別表 1 の場合には一切の権利主張をせず、無条件で当該別表 1 に掲げる権利の実施を許諾し、別表 2 の場合には適切な条件の下に、非排他的かつ無差別に当該別表 2 に掲げる権利の実施を許諾する。ただし、本標準規格を使用する者が本標準規格で規定する内容の全部又は一部が対象となる必須の工業所有権を所有し、かつ、その権利を主張した場合、その者についてはこの限りではない。」旨表明している。

なお、詳細については、当会ホームページ（https://www.arib.or.jp/）の IPR ポリシーに掲載の「標準規格に係る工業所有権の取扱に関する基本指針」を参照のこと。

別表 1　（第一号選択）

（なし）

別表 2　（第二号選択）

（なし）

# 目次

まえがき
第 1 章 一般事項 1
1.1 概要 1
1.2 適用範囲 1
1.3 準拠文書 1
第 2 章 標準システム 2
2.1 標準システムの構成 2
2.2 標準システムの運用形態 2
第 3 章 無線設備の技術的条件 3
3.1 一般条件 3
(1) レーダー方式 3
(2) 電波の型式 3
(3) 使用周波数 3
(4) 使用環境条件 3
3.2 送信装置 3
(1) 空中線電力 3
(2) 空中線電力の許容偏差 4
(3) 周波数の許容偏差 4
(4) 占有周波数帯幅の許容値 4
(5) スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値 4
3.3 受信装置 5
(1) 副次的に発する電波等の限度 5
3.4 制御装置 6
(1) 混信防止機能 6
(2) 送信時間制限装置 6
(3) キャリアセンス 6
3.5 空中線 6
(1) 空中線の構造 6
(2) 空中線の利得 6
(3) 空中線の偏波面 6
(4) 空中線の使用区分 6
3.6 その他 6
(1) 筐体 6
(2) 計測時以外の送信停止 6

(3) 技術基準適合証明に係る表示 ..... 7
(4) 安全性・信頼性 ..... 7
第 4 章 測定法 ..... 8
参考　特定無線設備の技術基準適合証明に係る試験項目 ..... 9
標準規格改定履歴表